

# 自然再生の推進に関する政策評価

## 資 料

	頁
資料 1 自然再生の制度の概要 . . . . .	1
1 自然再生とは . . . . .	1
2 法定化までの経緯 . . . . .	1
3 自然再生推進法の概要 . . . . .	2
4 自然再生基本方針の概要 . . . . .	3
資料 2 自然再生推進政策の体系 . . . . .	4
資料 3 自然再生の現状 . . . . .	5
資料 4 法定協議会の運営状況 . . . . .	13
資料 5 国及び地方公共団体における各種支援の実施状況 . . . . .	18

## 自然再生の制度の概要

### 1 自然再生とは

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門的知識を有する者（以下「自然環境専門家」という。）等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理することをいう。

- (注)「保全」 良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為  
「再生」 自然環境が損なわれた地域において損なわれた自然環境を取り戻す行為  
「創出」 大都市など自然環境がほとんど失われた地域において大規模な緑の空間の造成などにより、その地域の自然生態系を取り戻す行為  
「維持管理」 再生された自然環境の状況をモニタリングし、その状態を長期間にわたって維持するために必要な管理を行う行為

### 2 法制定までの経緯

#### ○ 平成 13 年 3 月 「21 世紀『環の国』づくり会議」

「地球の世紀」たる 21 世紀において、「大量生産・大量消費・大量廃棄」の社会から「持続可能な簡素で質を重視する」社会への転換を図り、地球と共生する『環の国』日本を実現するため、平成 13 年 3 月から総理主宰の下、有識者をメンバーとする「21 世紀『環の国』づくり会議」が開催され、同会議において、我が国の自然生態系を健全なものによみがえらせていくためには、環境の視点から、事業の実施に当たって順応的な生態系管理の手法を取り入れ積極的に自然を再生する公共事業、すなわち、「自然再生型公共事業」の推進が必要と提言された。

#### ○ 平成 14 年 3 月 「生物多様性国家戦略」

地球規模で深刻な影響を与える環境問題に対応するため開催された「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において、「生物多様性国家戦略」が閣議決定され、生物多様性の危機の現状、社会経済状況や国民意識の変化を踏まえて、今後、重点を置くべき施策の方向として、「保全の強化」、「自然再生」、「持続可能な利用」の三つの方向が示された。

この中で、「自然再生」は、①自然の回復力、自然自らの再生プロセスを人間が手助けする形での再生、修復することとされ、②過去の姿に学びつつ、科学的知見に基づく情報を地域の関係者が共有し、社会的に合意を形成した上での再生、修復することとされ、③順応的管理の考え方を取り入れ、的確なモニタリングと事業内容の柔軟な見直しを行いつつ実施することとされた。また、こうした取組の端緒として、関係省庁が連携し多様な主体の参加・協力を得て自然再生事業を開始することとされた。

#### ○ 平成 14 年 12 月 自然再生推進法成立

こうした状況を踏まえ、自然再生推進法案が衆議院議員提出法律案として第 154 回通常国会に提出され、平成 14 年 12 月に成立し、翌 15 年 1 月施行された。

平成 15 年 4 月には、法に基づき、自然再生基本方針が閣議決定された。

自然再生基本方針においては、現在、自然と共生する社会の実現と地球環境の保全が重要な課題となっていることから、自然環境の価値を再認識し、長い歴史の中で育まれた地域固有の動植物や生態系その他の自然環境について、生態系の保全や生物種の保護のための取組を推進すべきことはもちろん、過去に損なわれた自然環境を積極的に取り戻す自然再生によって地域の自然環境をよみがえらせることが必要となっているとしている。

### 3 自然再生推進法の概要

#### (1) 目的（法第1条）

生物の多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与すること

#### (2) 基本理念（法第3条）

- ① 自然再生は、地域の多様な主体が連携するとともに、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組んで実施
- ② 自然再生は、地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、かつ、科学的知見に基づいて実施
- ③ 自然再生事業は、自然再生事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該自然再生事業に反映させる方法（順応的な方法）により実施
- ④ 自然再生事業は、自然環境学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮

#### (3) 自然再生協議会（法第8条）

- ① 協議会の事務
  - i) 自然再生全体構想を作成
  - ii) 自然再生事業実施計画の案について協議
  - iii) 自然再生事業の実施に係る連絡調整
- ② 自然再生全体構想
  - i) 自然再生の対象となる区域
  - ii) 自然再生の目標
  - iii) 協議会に参加する者の名称又は氏名及びその役割分担
  - iv) その他自然再生の推進に必要な事項

#### (4) 国及び地方公共団体の責務（法第14条～16条）

- ① 実施者の相談に的確に応じることができるよう必要な体制の整備（法第14条）
- ② 自然再生事業の実施のため法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該自然再生事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮（法第12条）
- ③ 毎年、自然再生事業の進捗状況を公表（法第13条第1項）
- ④ 自然再生事業実施計画の写し及び自然再生全体構想の写しの送付を受けたときは、これを公表（法第13条第2項）
- ⑤ 自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置（法第15条）
- ⑥ 自然再生に関して行われる自然環境学習の振興及び自然再生に関する広報活動の充実のために必要な措置（法第16条第1項）
- ⑦ 自然再生に関する情報を適切に提供（法第16条第2項）
- ⑧ 自然再生に関する研究開発の推進、その成果の普及その他の自然再生に関する科学技術の振興（法第16条第3項）
- ⑨ 地域の環境と調和のとれた農林水産業の推進（法第16条第4項）

#### (5) 自然再生推進会議（法第17条）

政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する自然再生推進会議を設け、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

## 4 自然再生基本方針の概要

### (1) 自然再生の方向性

- ① 地域に固有の生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与
- ② 地域の自主性を尊重し、透明性を確保しつつ、地域の多様な主体の参加・連携により進めていくべき
- ③ 科学的知見に基づいて、長期的な視点で順応的に取り組む

### (2) 自然再生協議会に関する基本的事項

#### ① 協議会の組織化

実施者は、その実施しようとする自然再生事業の目的や内容等を明示して協議会を組織する旨を広く公表し、NPO等地域において自然再生事業に関する活動に参加しようとする者に対し、幅広くかつ公平な参加の機会を確保

#### ② 協議会の運営

協議会の運営に際しては、自然再生事業の対象となる区域における自然再生に関する合意の形成を基本とし、協議会における総意の下、公正かつ適正な運営

### (3) 全体構想及び実施計画の作成に関する基本的事項

#### ① 科学的な調査及びその評価の方法

全体構想及び実施計画の作成に当たっては、協議会において、必要に応じて分科会、小委員会等の設置を行うことなどを通じて、地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得つつ、事前の調査とその結果の評価を科学的な知見に基づいて行うこと。

#### ② 全体構想の内容

自然再生の対象となる区域やその区域における自然再生の目標について、地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定するとともに、その目標達成のために必要な自然再生事業の種類及び概要、協議会に参加する者による役割分担等を定めること。

#### ③ 実施計画の内容

地域の自然環境に関し専門的知識を有する者の協力を得て、事前に地域の自然環境に係る客観的かつ科学的なデータを収集するとともに、必要に応じて詳細な現地調査を実施し、その結果を基に、地域における自然環境の特性に応じた適正なものとなるよう十分検討

### (4) 自然環境学習の推進に関する基本的事項

#### ① 自然環境学習プログラムの整備

自然環境学習を含めた自然環境の活用について十分検討し、実施計画において、対象となる区域における具体的な自然環境学習プログラムを整備

#### ② 人材の育成

自然環境学習の円滑な推進のため、ボランティアやNPO等との連携を図りつつ、地域ごとに自然環境学習を担う人材の育成

### (5) その他自然再生の推進に関する重要事項

#### ○ 自然再生推進会議・自然再生専門家会議

環境省、農林水産省、国土交通省は、自然再生を率先して進める観点から、自然再生推進会議での連絡調整などを通じて、その他の関係行政機関を含めた連携の一層の強化を図ること。

## 自然再生推進政策の体系

評価の対象とする政策	自然再生推進法及び基本方針に基づく自然再生の推進のための政策
対象とする政策の目的	生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与すること

## 自然再生推進法（平成15年1月施行）

## 【基本理念】

- ① 自然再生は、上記政策の目的を旨として適切に実施
- ② 自然再生は、地域の多様な主体が連携し、透明性を確保しつつ、自主的かつ積極的に取り組み実施
- ③ 自然再生は、地域の自然環境の特性等を踏まえ、科学的知見に基づいて実施
- ④ 自然再生事業は、事業の着手後においても状況を監視し、科学的な評価を加え、事業に反映させる方法（順応的な方法）により実施
- ⑤ 自然再生事業が自然環境学習の場として活用されるよう配慮

## 【実施者等の責務等】

- 国・地方公共団体は、自然再生事業に必要な協力をするよう努める
- 自然再生事業の実施者は、基本理念にのっとり、自然再生事業の実施に主体的に取り組む
- 自然再生は、国土の保全その他の公益との調整に留意して実施

## 基本方針（平成15年4月閣議決定）

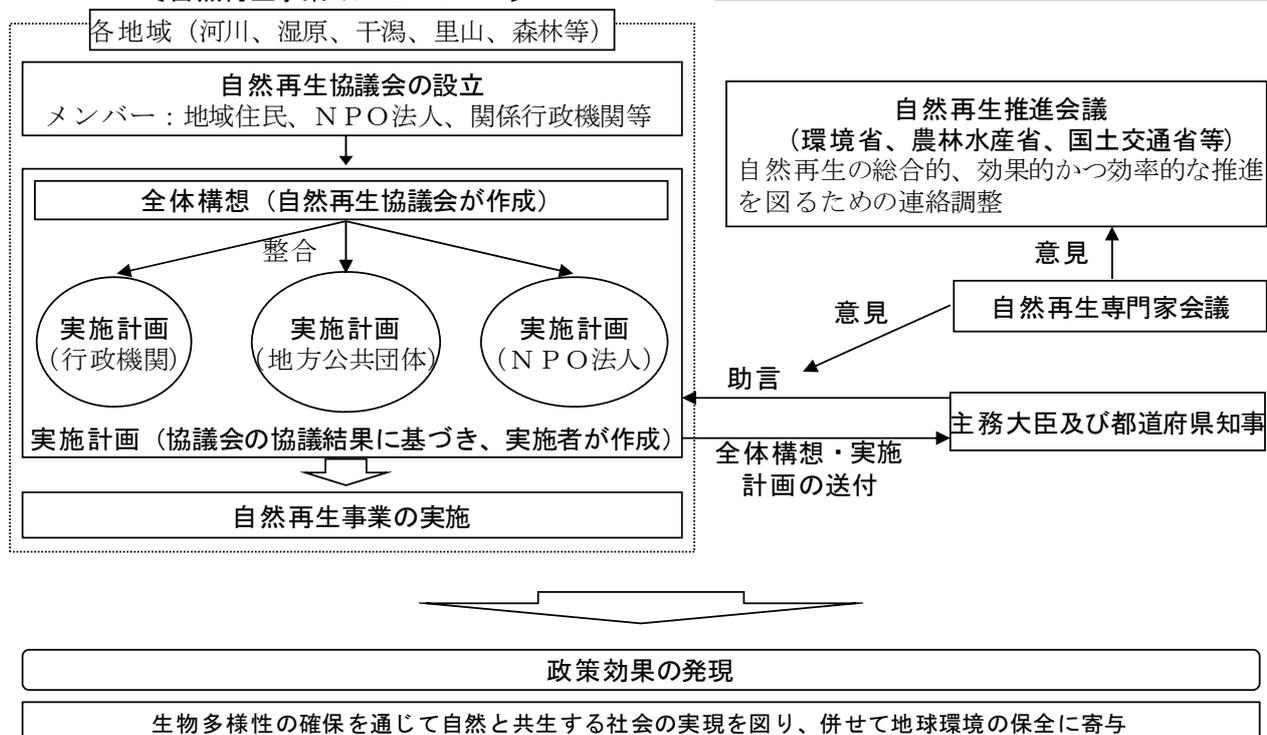
## 【三つの視点】

- ① 地域に固有の生物多様性の確保を通じた自然との共生
- ② 地域の多様な主体の参加・連携
- ③ 科学的知見に基づいた長期的視点からの順応的取組

## 国・地方公共団体の支援・取組

- ① 相談体制の整備
- ② 許認可等の配慮
- ③ 自然再生事業の進捗状況の公表
- ④ 財政上の措置等
- ⑤ 自然環境学習の振興
- ⑥ 広報活動の充実
- ⑦ 情報提供
- ⑧ 科学技術の振興
- ⑨ 地域環境と調和のとれた農林水産業の推進

## 〔自然再生事業の実施スキーム〕



## 自然再生の現状

図表 1 法定協議会の設置状況

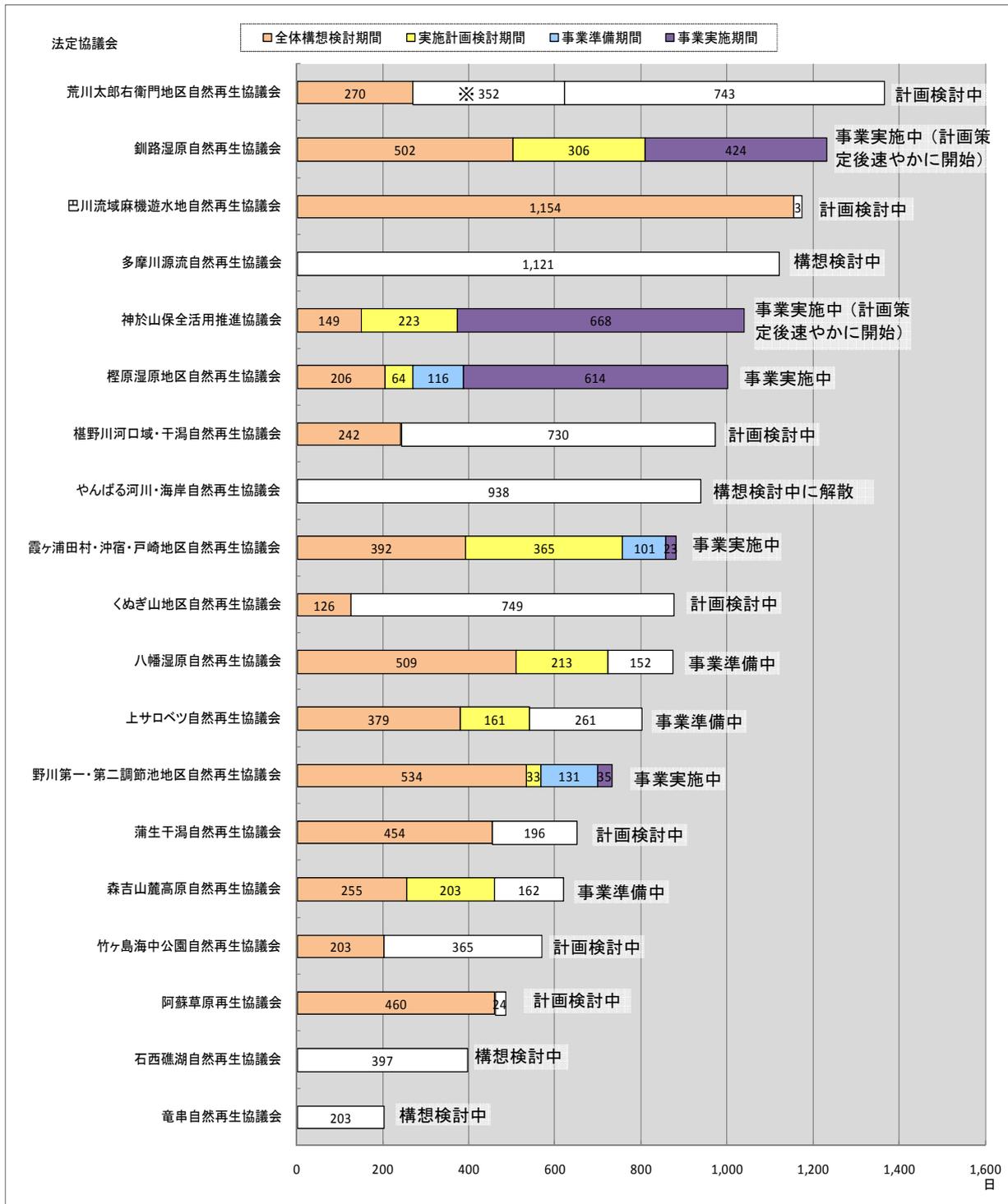
(平成 18 年 12 月現在)

	協議会名	位置	概要
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生を検討
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討
6	檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討
8	やんばる河川・海岸自然再生協議会	沖縄県	リュウキュウアユを呼び戻すことを念頭に沖縄本島北部地域の河川・海岸の自然再生を検討
9	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討
10	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討
11	八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥竜山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討
12	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討
13	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討
14	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討
15	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討
16	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討
17	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討
18	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の再生を検討
19	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴ群集等の沿岸生態系を再生するため、海底に堆積した泥土の除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を検討

(注) 1 環境省資料に基づき当省が作成した。

2 19 法定協議会を調査対象とした。なお、やんばる河川・海岸自然再生協議会は、調査途上である平成 19 年 1 月 20 日に解散した。

図表 協議会設置から全体構想・実施計画の作成、自然再生事業の実施までに要した期間  
(平成 19 年 3 月末現在) (単位：日)



(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 各段階が終了していない協議会は、協議会設置から平成 19 年 3 月 31 日までの所要日数を計上した。なお、白色は、検討中のものを示す。  
 3 ※は、当初の全体構想の見直しに要した期間である。  
 4 やんばる河川・海岸自然再生協議会は、調査途上である平成 19 年 1 月 20 日に解散したため、協議会設置から解散までの日数を計上した。

図表3 法定外協議会の設置状況

(平成18年12月現在)

番号	協議会名	位置	備考
1	大沼地域自然再生検討委員会	北海道	※
2	オホーツクの森自然再生モデル事業企画運営協議会	北海道	※
3	芦野堰・芦野頭首工に関する勉強会	青森県	※
4	室沢地区田園自然環境保全整備事業検討委員会	群馬県	※
5	渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会	栃木県	※
6	大沼周辺自然再生推進協議会	栃木県	※
7	横沢入里山保全地域運営協議会	東京都	※
8	新田上ため池水と緑の里づくり協議会	岐阜県	※
9	畑ヶ谷田園自然環境保全推進協議会	岐阜県	※
10	大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会	三重県	※
11	大台町森林管理協議会	三重県	※
12	自然ゾーン計画・運営協議会	大阪府	※
13	大阪湾臨海部緑の拠点創出検討委員会	大阪府	※ 終了
14	早崎内湖再生計画検討委員会	滋賀県	※
15	筑摩地区元気な地域づくり協議会	滋賀県	※
16	コウノトリ野生復帰推進連絡協議会	兵庫県	※
17	安室川自然再生計画検討会	兵庫県	※
18	人工干潟造成委員会	広島県	※
19	安芸高田市吉田地区河川環境技術検討会	広島県	※
20	四万十川自然再生協議会	高知県	※
21	友内川のマルカをそだてる会	宮崎県	※
22	竹田市里山林再生協議会	大分県	※
23	アザメの瀬検討会	佐賀県	※
24	菊池川下流地区自然再生委員会	熊本県	※
25	和賀川流域のきれいな水循環を推進する協議会	岩手県	
26	赤川自然再生計画検討会	山形県	
27	小牧川をきれいにする会	山形県	
28	九反田池再生委員会	茨城県	
29	鬼怒川河道再生検討委員会	栃木県	
30	戦場ヶ原湿原保全対策検討会	栃木県	
31	大津用水事業推進協議会	群馬県	
32	御座入地区推進協議会	群馬県	
33	瀬と淵を取り戻す検討委員会	群馬県	
34	飯島川「さかなのすむ川づくり」委員会	群馬県	
35	志木市自然保全再生協議会	埼玉県	
36	三番瀬環境保全開発協議会	千葉県	
37	谷津田いきものの里事業推進連絡会	千葉県	
38	魚道会議	東京都	
39	小笠原自然再生推進協議会	東京都	
40	小笠原村兄島ノヤギ排除検討委員会	東京都	
41	小笠原国立公園植生回復事業検討会	東京都	
42	高尾地域連絡会	東京都	
43	奥多摩愛宕山地域連絡会	東京都	
44	青梅上成木森林環境保全地域管理・活用推進協議会	東京都	
45	練馬みどりの機構	東京都	
46	丹沢大山自然再生委員会	神奈川県	

番号	協議会名	位置	備考
47	里山づくり推進協議会	神奈川県	
48	葉山町アマモ協議会	神奈川県	
49	金沢八景一東京湾アマモ場再生会議	神奈川県	
50	座間のホテルを守る会	神奈川県	
51	トキの野生復帰連絡協議会	新潟県	
52	新潟県トキ野生復帰推進本部	新潟県	
53	神通川魚類生息環境再生懇談会	富山県	
54	河北潟自然再生協議会	石川県	
55	美ヶ原自然環境保全協議会	長野県	
56	活きた川づくり研究会	岐阜県	
57	あいち海上の森運営協議会	愛知県	
58	二村山環境保全推進協議会	愛知県	
59	木ノ浜地区保全整備地域協議会	滋賀県	
60	琵琶湖湖北地域ヨシ群落自然再生協議会	滋賀県	
61	円山川水系自然再生推進委員会	兵庫県	
62	播磨ため池群保全・再生活動実施計画検討会	兵庫県	
63	三川分派地区環境整備計画検討委員会	兵庫県	
64	氷ノ山周辺地域保全・再生活動実施計画検討会	兵庫県	
65	ふるさとづくりきすみの地域活動協議会	兵庫県	
66	島根県森林病虫害等防除連絡協議会	島根県	
67	島根県水と緑の森づくり会議	島根県	
68	光市自然敬愛推進検討委員会	山口県	
69	共生の森林づくりの会	愛媛県	
70	(仮称) 共生の森自然再生検討委員会	福岡県	
71	漫湖地区自然再生推進調査検討委員会	沖縄県	終了
	71		

- (注) 1 当省の調査結果（本省調査、地方調査及び意識等調査）により把握した法定外協議会である。※は、調査対象とした法定外協議会である。
- 2 71 協議会のうち2 協議会は目的を達成し終了したものであるため、平成 19 年 3 月末現在では 69 協議会となっている。

図表4 各省が自然再生事業として実施している事業等

(平成18年12月現在)

省庁(部局)名		事業名	対象区域
環境省		自然再生事業	国立公園、国定公園、国指定鳥獣保護区
農林水産省	農村振興局	農村景観・自然環境保全再生パイロット事業	農地、農業用用水路等
		農村自然再生活動高度化事業	
		元気な地域づくり交付金(中山間地域等の振興の一部、農地基盤整備対策の一部)	
		国営総合農地防災事業	
	水産庁	豊かな海の森づくり事業	沿岸の藻場・干潟等
	林野庁	森林整備事業	国有林等
		治山事業	
		地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	
		里山林の再生・整備と多様な利用の推進(共生林の多様な利用活動推進事業)	
		里山林の再生・整備と多様な利用の推進(竹材利用促進緊急対策事業)	
共生林の多様な利用活動の推進(森林づくり交付金)			
	竹材利用緊急対策の促進(強い林業・木材産業づくり交付金)		
	自然再生推進モデル事業		
国土交通省	都市・地域整備局	自然再生緑地整備事業	都市公園等
		緑地保全事業	
		緑地環境整備総合支援事業	
	河川局	直轄総合水系環境整備事業	国の直轄河川
		統合河川環境整備事業	都道府県が管理する一級河川、二級河川
	港湾局	港湾環境整備事業	港湾
海域環境創造・自然再生等事業			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農林水産省の事業は、自然再生関連施策(事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの)として実施されている。国土交通省の事業は、その一部で自然再生事業が実施されているものを含む。

3 ①農村景観・自然環境保全再生パイロット事業と農村自然再生活動高度化事業は、平成19年度から景観・自然環境保全形成支援事業に統合、②元気な地域づくり交付金(中山間地域等の振興の一部、農地基盤整備対策の一部)は、19年度から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に統合、③里山林の再生・整備と多様な利用の推進(共生林の多様な利用活動推進事業)、里山林の再生・整備と多様な利用の推進(竹材利用促進緊急対策事業)、共生林の多様な利用活動の推進(森林づくり交付金)は、国の事業としての措置が終了、④竹材利用緊急対策の促進(強い林業・木材産業づくり交付金)は、20年度から竹材利用緊急対策の促進(森林・林業・木材産業づくり交付金)に名称変更となっている。

図表5 自然再生事業の実施事業数等

(単位：か所)

省名等	実施事業数
環境省	自然再生事業 23 (直轄事業 7、自然環境整備交付金等 16)
農林水産省	—
国土交通省	225 (海域環境創造・自然再生等事業 11、港湾環境整備事業 112、自然再生緑地整備事業 38、緑地保全事業 31、緑地環境整備総合支援事業 33)
地方公共団体	105

(注) 1 当省の調査結果による。

2 環境省については、直轄事業、自然環境整備交付金事業及び補助事業を計上した。

3 農林水産省については、事業が自然再生関連施策(事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの)としての位置付けであるため、事業数は計上していない。

4 国土交通省については、海域環境創造・自然再生等事業及び港湾環境整備事業は平成14年度から18年度までの実施港湾数、自然再生緑地整備事業及び緑地保全事業は15年度から17年度までの実施箇所数、緑地環境整備総合支援事業は15年度から17年度までの実施箇所数を計上した。なお、直轄総合水系環境整備事業及び統合河川環境整備事業は、事業の一部で自然再生事業を実施しているため、箇所数は不明となっている。

5 地方公共団体については、都道府県が把握している平成15年度から17年度までに都道府県及び市町村が国庫補助事業、地方公共団体の補助事業又は単独事業で実施した事業数から、環境省又は国土交通省の事業数として計上されているものを除いた数を計上した。

図表6 都道府県等における自然再生事業数の推移

(単位：事業)

区分 \ 年度	平成13年度	14	15	16	17
自然再生事業数	11	36	56	66	88

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各都道府県が把握している都道府県及び市町村が国庫補助事業、地方公共団体の補助事業又は単独事業で実施している自然再生事業を計上した。

3 事業の実施地域を県内全域などとして特定されていない事業については計上していない。

4 事業数には、自然再生事業の実施に当たって実施した事前調査事業を含む。

図表7 法定協議会及び法定外協議会の内訳 (平成19年3月末現在)

(単位：協議会、%)

法定協議会	法定外協議会	計
18(20.7)	69(79.3)	87(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

3 実地調査(平成18年12月～19年3月)終了後の平成19年6月30日、中海自然再生協議会が設置され、平成20年3月末現在、法定協議会数は19協議会となっている。

図表 8-1 地方公共団体、NPO法人等の協議会への参加状況（実地調査）（平成 18 年 12 月 1 日現在）  
（単位：団体、%）

区分	機関等 協議会数	地方公共団体		NPO法人等
		都道府県	市町村	
法定協議会	19	19(100.0)	19(100.0)	19(100.0)
法定外協議会	24	18( 75.0)	22( 91.7)	15( 62.5)
計	43	37( 86.0)	41( 95.3)	34( 79.1)

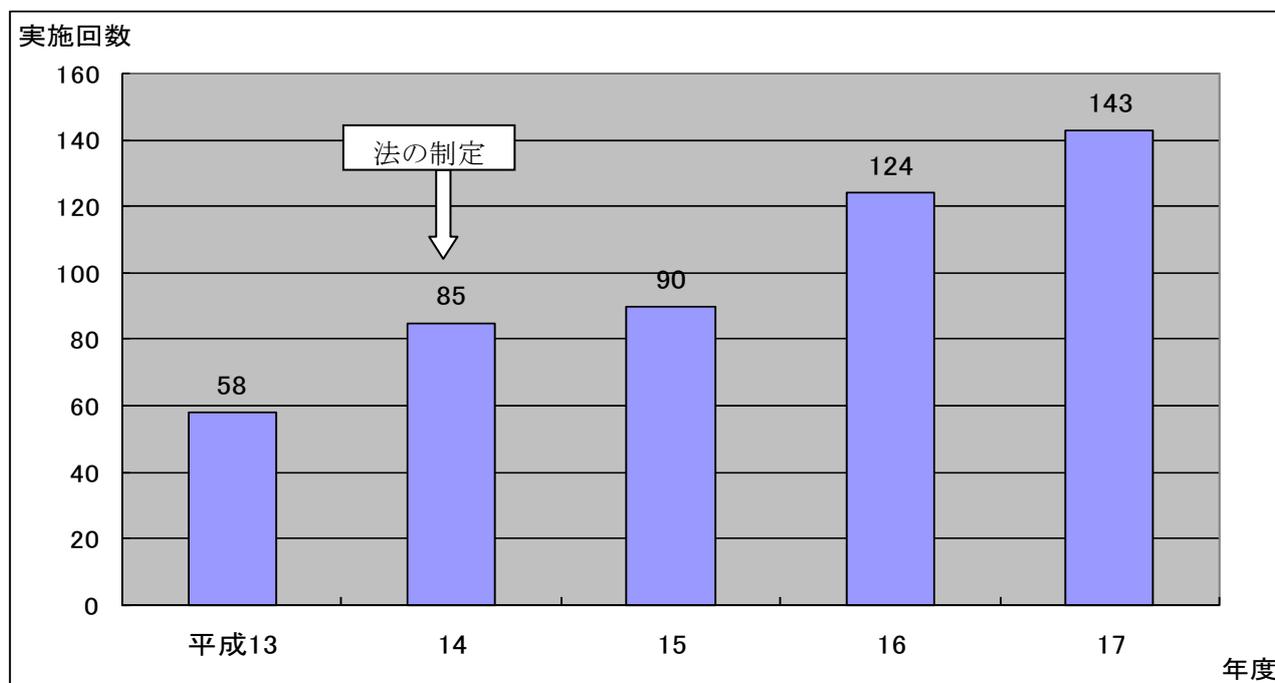
- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、協議会数に対する都道府県等の参加の割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。  
 3 「NPO法人等」には、法人格を有しないで、営利を目的としない団体（以下「NPO」という。）を含む。以下同じ。

図表 8-2 地方公共団体、NPO法人の協議会への参加状況（意識等調査）（平成 18 年 12 月 1 日現在）  
（単位：団体、%）

区分	機関等	都道府県	市町村	NPO法人	計
域内（活動地域内）に協議会が組織されている団体数		24	49	78	151
協議会に参加している団体数		23(95.8)	46(93.9)	26(33.3)	95(62.9)
協議会に参加していない団体数		1( 4.2)	3( 6.1)	52(66.7)	56(37.1)

- (注) 1 当省の意識等調査結果による。  
 2 ( )内は、都道府県等が参加している割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。

図表 9 自然環境学習の実施回数の推移（各年度末現在）



(注) 当省の調査結果による。

図表 10 法定協議会における自然再生事業の進ちょく状況（平成 19 年 3 月末現在）

（単位：協議会、％）

法定協議会数	全体構想を作成している協議会	実施計画を作成している協議会	実施計画に基づく事業を実施している協議会
18	15(83.3)	8(44.4)	5(27.8)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、法定協議会数に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。

図表 11 法定外協議会参加者に対する法の制定・内容の周知状況

（単位：団体、％）

機関等 区分	国の行政機関	都道府県	市町村	NPO 法人
法の制定・内容を知っている	14(100.0)	20(87.0)	15( 68.2)	5( 83.3)
法の制定・内容を知らない	0( 0.0)	3(13.0)	7( 31.8)	1( 16.7)
計	14(100.0)	23(100.0)	22(100.0)	6(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。

3 都道府県及び市町村には、関係部局及び出先機関を含む。

## 法定協議会の運営状況

図表12 法定協議会設置の発意状況

(単位：協議会、%)

国及び地方公共団体が発意し設置した協議会	N P O 法人等が発意し設置した協議会	計
N P O 法人等が地方公共団体に働きかけ国及び地方公共団体が発意したもの		
19(100.0)	2(10.5)	0(0.0)
		19(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

図表13 法定協議会事務局を運営する団体等 (平成18年12月1日現在)

(単位：協議会、%)

事務局を運営している団体等	国の行政機関のみ	地方公共団体のみ	国及び地方公共団体	国、地方公共団体及びN P O 法人等	地方公共団体及びN P O 法人等	計
協議会数	4(21.1)	8(42.1)	2(10.5)	3(15.8)	2(10.5)	19(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

図表14 法定協議会の運営費の負担状況 (平成18年12月1日現在)

(単位：協議会、%)

法定協議会の運営費を負担している団体等	国の行政機関	地方公共団体	N P O 法人等	その他	計
協議会数	7(36.8)	11(57.9)	0(0.0)	1(5.3)	19(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

3 「その他」は、法定協議会運営費を各参加者が分担して負担しているものである。

図表 15 法定協議会において、実施計画に基づき実施している自然再生事業

協議会名	事業実施者	実施計画名	事業名（国庫補助事業等名）	根拠法
釧路湿原自然再生協議会	北海道開発局 釧路開発建設部	釧路湿原自然再生事業 茅沼地区旧川復元 実施計画	釧路湿原自然再生事業(直轄 総合水系環境整備事業)	河川法
	・北海道開発局 釧路開発建設部 ・北海道釧路 土木現業所 他	釧路湿原自然再生事業 土砂流入対策実施 計画〔久著呂川〕	釧路湿原自然再生事業(直轄 総合水系環境整備事業)	河川法
			国営総合農地防災事業 鶴 居第1地区(国営総合農地防 災事業)	土地改良法
	・北海道開発局 釧路開発建設部 ・標茶町 ・南標茶地区 排水路維持 管理組合	釧路湿原自然再生事業 土砂流入対策(沈砂 池)実施計画(南標茶 地域)	国営総合農地防災事業 南 標茶地区(国営総合農地防 災事業)	土地改良法
			国営総合農地防災事業 鶴 居第2地区(国営総合農地防 災事業)	土地改良法
釧路自然環境 事務所	釧路湿原達古武地域 自然再生事業実施計 画	釧路湿原自然再生事業	自然公園法	
霞ヶ浦田村 ・沖宿・戸 崎地区自然 再生協議会	関東地方整備 局霞ヶ浦河川 事務所	霞ヶ浦田村・沖宿・戸 崎地区自然再生事業 実施計画【A区間】	霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生事業【A区間】(直 轄総合水系環境整備事業)	河川法
野川第一・ 第二調節池 地区自然再 生協議会	東京都建設局 北多摩南部建 設事務所	野川第一・第二調節池 地区自然再生事業実 施計画	野川自然再生事業(統合一級 河川整備事業、総合流域防災 事業)	河川法
神於山保全 活用推進協 議会	・大阪府泉州 農と緑の総 合事務所 ・神於山保全 くらぶ	神於山地区自然再生 事業実施計画	神於山地区生活環境保全林 整備事業(治山事業)	森林法
檜原湿原地 区自然再生 協議会	佐賀県くらし 環境本部環境 課	檜原湿原地区自然再 生事業実施計画	檜原湿原地区自然再生事業	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 農林水産省における国庫補助事業等は、自然再生関連施策（事業目的は異なるが、その成果が自然再生に資するもの）として実施している事業である。

3 神於山保全活用推進協議会における事業実施者であるNPO法人神於山保全くらぶは、森林整備事業終了後の維持管理など大阪府が実施する森林整備と連携して自然再生事業を実施している。

図表 16 多様な主体の協議会への参加状況（平成 18 年 12 月 1 日現在）

（単位：協議会、％）

機関等 区分	関係政 機関	関係地方公共団体		地域住 民	N P O 法人等	自然環 境専門 家	土地の 所有者 等	計
		都道府 県	市町村					
法定協議会	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	19 (100.0)	13 ( 68.4)	19 (100.0)
法定外協議会	13 ( 54.2)	18 ( 75.0)	22 ( 91.7)	16 ( 66.7)	15 ( 62.5)	19 ( 79.2)	14 ( 58.3)	24 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。

3 法定協議会中、土地の所有者等が参加していない 6 協議会は、対象区域が国有林、河川管理区域等であるため、国、地方公共団体以外の土地の所有者等が参加していないものである。

図表 17 協議会参加者の選定方法

（単位：協議会、％）

選定方法 区分	公募	選考	その他	計
法定協議会	18(94.7)	1 ( 5.3)	0 ( 0.0)	19 (100.0)
法定外協議会	0( 0.0)	18 (75.0)	6 (25.0)	24 (100.0)
計	18(41.9)	19 (44.2)	6 (14.0)	43 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とまらない場合がある。

3 「その他」の 6 法定外協議会は、協議会開催の都度、参加者を募集しているものが 1 協議会、地域住民が参加していないものが 5 協議会となっている。

図表 18 法定協議会及び法定外協議会の参加人数（平成 18 年 12 月 1 日現在）

（単位：協議会、％）

人数 区分	25 人未満	25～49 人	50～74 人	75～99 人	100 人以上	計
法定協議会	1( 5.3)	6(31.6)	8(42.1)	2(10.5)	2(10.5)	19(100.0)
法定外協議会	20(87.0)	2( 8.7)	0( 0.0)	1( 4.3)	0( 0.0)	23(100.0)
計	21(50.0)	8(19.0)	8(19.0)	3( 7.1)	2( 4.8)	42(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とまらない場合がある。

3 法定外協議会のうち 1 協議会は参加者を固定していないため除外した。

図表 19 法定協議会及び法定外協議会における合意形成の方法

(単位：協議会、%)

区 分	全員一致	多数決	その他	計
法定協議会	15(78.9)	4(21.1)	0(0.0)	19(100.0)
法定外協議会	13(54.2)	1(4.2)	10(41.7)	24(100.0)
計	28(65.1)	5(11.6)	10(23.3)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない場合がある。  
 3 「その他」は、協議会の開催に当たって事前に事務局が意見調整を行っているもの、協議会としての意思決定を会長に一任しているものなどである。

図表 20-1 法定協議会のメリットに関する意見

	団体・人 (%)
多様な主体の意見聴取が可能となること	25(33.3)
法律に基づく協議会として位置づけされること	12(16.0)
関係機関の縦割りが解消し関係機関が連携すること	7(9.3)
事業に当たって参加者の共通の認識が可能となること	4(5.3)
国の補助を受けやすいこと	3(4.0)
マスコミなどに対してアピールしやすいこと	3(4.0)
情報・データの入手が可能となること	2(2.7)
事前に利害関係者の調整が可能となること	2(2.7)
全体構想、実施計画において事業の内容が明確になること	2(2.7)
協議会における役割分担が明確となること	1(1.3)
不明	4(5.3)
メリットなし	10(13.3)
計	75(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない。

図表 20-2 法定協議会のデメリットに関する意見

	団体・人 (%)
多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること	24(39.3)
自然環境専門家、自然保護団体等が参加することにより地元の意見が反映されないこと	6(9.8)
法律に基づく事務手続が煩雑となること	4(6.6)
協議会における役割分担が不明確となること	3(4.9)
財政上の措置がないこと	2(3.3)
公募した参加者に主体性がみられないこと	1(1.6)
地域住民等の公募委員が参加することにより自然再生の方向性が曖昧となること	1(1.6)
不明	1(1.6)
デメリットなし	19(31.1)
計	61(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入していることから、その計は100.0%とならない。

図表 21 協議会における目標の設定状況

(単位:協議会、%)

区 分	できる限り具体的な目標を設定		目標の設定なし	合計
	達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している	達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定していない		
法定協議会	8(53.3)	7(46.7)	0(0.0)	15(100.0)
法定外協議会	4(20.0)	14(70.0)	2(10.0)	20(100.0)
計	12(34.3)	21(60.0)	2(5.7)	35(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 法定協議会は、全体構想を作成している 15 協議会、法定外協議会は、法に基づく全体構想に相当する構想を作成している 20 協議会を計上した。

3 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入している。

図表 22 達成すべき水準を具体的に特定した目標を設定している協議会及び目標の例

区分	協議会名	目 標
法定協議会	上サロベツ自然再生協議会	昭和 49 年の国立公園指定時の植生
	釧路湿原自然再生協議会	ラムサール条約登録前の湿原環境
	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	昭和 30 年代前半に存在した「水のある農の風景」を規範とする。
	八幡湿原自然再生協議会	昭和 30 年代前半頃の湿原生態系の再生を目指す。
	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	エダミドリイシが健全な状態で生き続けていける環境
	檜原湿原地区自然再生協議会	湿原環境に影響を与えたとされる七山村道開設以前の状態(昭和 40 年代)
	阿蘇草原自然再生協議会	昭和 30 年代以前の草原再生をイメージ
法定外協議会	大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会	昭和 30 年代前半の状況を目安として森林生態系の再生
	コウノトリ野生復帰推進連絡協議会	コウノトリ野生復帰の実現
	安室川自然再生計画検討会	チスジノリがよみがえる河川環境
	四万十川自然再生協議会	平成 24 年までにツル類 200 羽の完全越冬地環境の整備

(注) 当省の調査結果による。

図表 23 自然環境専門家を中心とした分科会等の設置状況(平成 18 年 12 月 1 日現在)

(単位:協議会、%)

区 分	自然環境専門家の参加あり			自然環境専門家の参加なし	計
	自然環境専門家を中心とした分科会、小委員会の有無等				
	有	無	その他		
法定協議会	7(36.8)	11(57.9)	1(5.3)	0(0.0)	19(100.0)
法定外協議会	1(4.2)	18(75.0)	0(0.0)	5(20.8)	24(100.0)
計	8(18.6)	29(67.4)	1(2.3)	5(11.6)	43(100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第 2 位を四捨五入していることから、その計は 100.0%とならない場合がある。

3 「その他」の 1 法定協議会は、全体構想作成後、自然環境専門家を中心とした分科会等を設置したものである。

## 国及び地方公共団体における各種支援の実施状況

### 1 自然再生推進会議の開催状況

- (1) 目的：法第17条第1項に基づき、関係行政機関が、自然再生の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡調整を行うため設置
- (2) 開催状況：平成15年度（1回）、16年度（未開催）、17年度（1回）、18年度（未開催）
- (3) 内容：過去5年間に行われた連絡調整は1回のみ

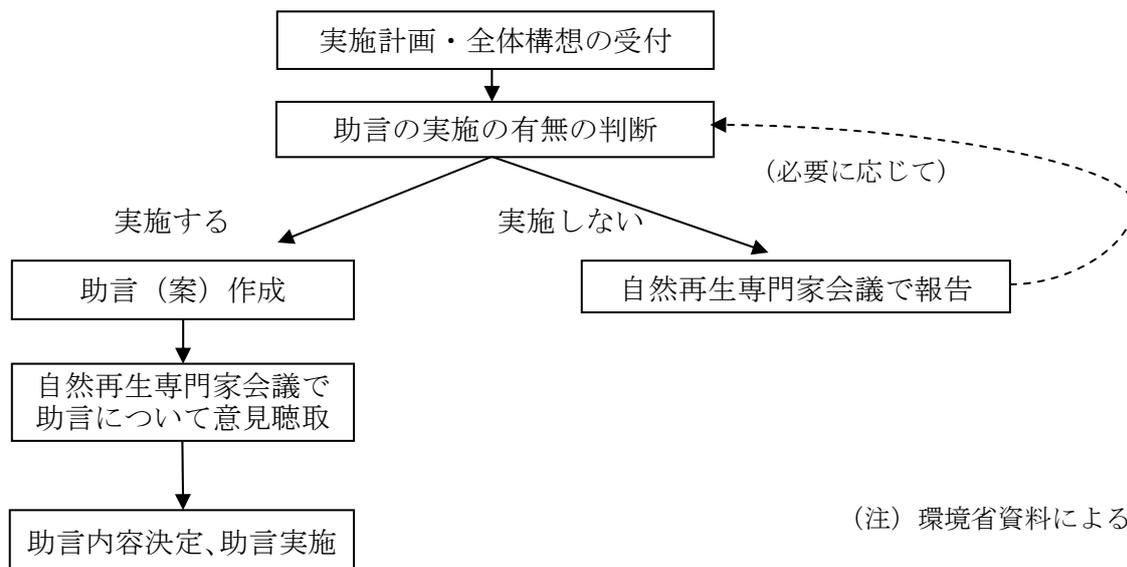
### 2 地方ブロック会議の開催状況

- (1) 目的：主務省庁地方出先機関の自然再生窓口担当者のネットワークの強化と地方出先機関が連携した自然再生の取組を推進
- (2) 開催状況：平成15年度から年1回開催（平成17年度は2ブロック会議未開催）
- (3) 内容：情報交換等

### 3 自然再生専門家会議の開催状況

- (1) 目的：主務大臣が自然再生事業の実施に関する計画に関し必要な助言をする場合又は自然再生推進会議において連絡調整を行う際にその意見を聴くため、環境省、農林水産省及び国土交通省は、自然環境に関し専門的知識を有する者によって開催
- (2) 開催状況：平成15年度（1回）、16年度（未開催）、17年度（2回）、18年度（2回）、19年度（1回）
- (3) 内容：主務大臣による助言実績なし。このことから、開催された専門家会議では各協議会が作成した実施計画について報告及び意見聴取  
なお、主務大臣の助言の手続きは、次の図表のとおり

図表 24 助言に当たっての主務大臣の手続



（注）環境省資料による。

図表 25 相談窓口における相談受付件数

(単位：件)

省名 \ 年度	平成 15	16	17	18	計
環境省	2	0	0	2	4
農林水産省	0	1	2	4	7
国土交通省	1	1	0	3	5
計	3	2	2	9	16

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象機関のうち、相談件数を把握しているものについて計上した。

3 府県単位機関に設置された相談窓口における相談件数は、管轄するブロック機関を通じて把握した。

図表 26 相談窓口における相談内容

(単位：件)

相談内容	件数	主な相談者
自然再生の制度の概要、支援内容、相談窓口についての照会	4	NPO法人ほか
法定協議会設置の方法等	1	県
自然再生事業の実施方法について	8	市ほか
自然再生事業の進ちよく状況の公表時期について	1	県
自然再生事業に活用できる補助事業について照会	1	村
その他（講演依頼）	1	市
計	16	

(注) 当省の調査結果による。

図表 27-1 国及び地方公共団体からの財政上の措置状況

(単位：協議会、%)

区分	財政上の措置の有無		計
	有	無	
法定協議会	18 ( 94.7 )	1 ( 5.3 )	19 (100.0)
法定外協議会	24 (100.0)	0 ( 0.0 )	24 (100.0)
計	42 ( 97.7 )	1 ( 2.3 )	43 (100.0)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。

3 財政上の措置なしとなっている1法定協議会は、平成19年度から財政上の措置が行われている。

4 法定協議会は、法定協議会設置後の措置状況を計上した。

図表 27-2 自然再生事業の実施

(単位:協議会、%)

区 分	事業の実施		その他	計
	有	無		
法定協議会	5(26.3)	0(0.0)	14(73.7)	19(100.0)
法定外協議会	21(87.5)	0(0.0)	3(12.5)	24(100.0)
計	26(60.5)	0(0.0)	17(39.5)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。  
 3 「法定協議会」には、実施計画に基づき、国、地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられた自然再生事業を実施している協議会を計上した。  
 4 「法定外協議会」には、法以外の個別法に基づき、国、地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられた自然再生事業を実施している協議会を計上した。  
 5 「その他」欄は、自然再生事業の実施に至っていないため財政上の措置が行われていない協議会である。

図表 27-3 全体構想の作成等に当たっての事前調査の実施

(単位:協議会、%)

区 分	全体構想の作成等に当たっての事前調査の実施		計
	有	無	
法定協議会	7(36.8)	12(63.2)	19(100.0)
法定外協議会	11(45.8)	13(54.2)	24(100.0)
計	18(41.9)	25(59.1)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。  
 3 「法定協議会」には、国、地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられた事前調査を実施している協議会を計上した。  
 4 「法定外協議会」には、法以外の個別法に基づき、国、地方公共団体からの財政上の措置が講ぜられ事前調査を実施している協議会を計上した。  
 5 事前調査の実施「無」の25協議会は、①協議会設置前に全体構想の作成等に当たっての事前調査を実施している協議会、②既存のデータを活用しており事前調査の必要がない協議会、③事前調査の段階に至っていない協議会を計上した。

図表 27-4 協議会運営費の負担

(単位:協議会、%)

区 分	協議会運営費の負担		計
	有	無	
法定協議会	18(94.7)	1(5.3)	19(100.0)
法定外協議会	22(91.7)	2(8.3)	24(100.0)
計	40(93.0)	3(7.0)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。  
 3 「法定協議会」には、国、地方公共団体から協議会運営費に財政上の措置が講ぜられている協議会を計上した。  
 4 「法定外協議会」には、法以外の個別法に基づき、国、地方公共団体から協議会運営費に財政上の措置が講ぜられている協議会を計上した。  
 5 協議会運営費の負担「無」の3協議会は、協議会運営費を参加者が各自負担しているものである。

図表 28 自然環境学習の推進に関する国及び地方公共団体の支援の実施状況 (単位:協議会、%)

区 分	支援を受けている協議会	支援を行った機関等			支援を受けていない協議会	計
		国の行政機関	都道府県	市町村		
法定協議会	6(31.6)	6	1	0	13(68.4)	19(100.0)
法定外協議会	4(16.7)	1	4	3	20(83.3)	24(100.0)
計	10(23.3)	7	5	3	33(76.7)	43(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( )内は、図表右の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。  
 3 支援を受けている協議会には、国及び地方公共団体の両者から支援を受けている協議会が含まれる。  
 4 法定協議会については、国及び地方公共団体から自然環境学習の推進のための必要な措置を講ずるものとされているが、法定外協議会については自然環境学習の推進について法令等による求めはない。

図表 29 国及び地方公共団体の支援措置に対する意見・要望 (単位:団体・人、%)

区 分	対象者	国の行政機関	地方公共団体	自然環境専門家	NPO法人	地域住民	計
① 自然再生を推進するために必要な財政上の措置		2	10	14	6	0	32(71.1)
i) 維持管理・モニタリングに係る経費の支援		0	5	7	3	0	15
ii) 協議会の立ち上げ・運営経費の支援		0	2	4	2	0	8
iii) 予算措置のための法の見直し		2	2	1	0	0	5
iv) 自然再生事業の実施に伴う民有地の取得などの経費の負担・補償制度の導入		0	0	2	1	0	3
v) 普及啓発活動に対する財政上の支援		0	1	0	0	0	1
② 自然再生に関する啓発普及活動の充実		0	1	2	3	0	6(13.3)
③ 自然再生に関する情報の提供		0	0	1	2	0	3(6.7)
i) 環境に関するデータベースの作成・提供		0	0	1	1	0	2
ii) 協議会参加者への情報提供		0	0	0	1	0	1
④ その他		0	1	1	2	0	4(8.9)
i) 国及び地方公共団体の協議会への参加		0	0	1	1	0	2
ii) 自然再生に関するマニュアルの作成		0	1	0	1	0	2
計		2	12	18	13	0	45(100.0)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 地方公共団体は、国に対する意見・要望である。  
 3 ( )内は、図表下の計に対する割合を表す。小数点以下第2位を四捨五入している。